

板橋区私立幼稚園における多様な他者との関わりの機会の創出事業利用料助成要綱

(令和5年10月31日区長決定)

(目的)

第1条 この要綱は板橋区私立幼稚園における多様な他者との関わりの機会の創出事業費補助金交付要綱(令和5年10月31日区長決定。以下「交付要綱」という。)に基づき行われる事業(以下「事業」という。)において、事業を利用する児童の保護者が私立幼稚園(交付要綱第1条に規定する私立幼稚園をいう。以下同じ。)に対して支払う利用料(交付要綱第6条に定める利用者負担をいう。以下同じ。)の一部を区が助成することにより、利用者の負担を軽減し、もって幼児教育の振興と充実を図ることを目的とする。

(対象事業)

第2条 この要綱の助成対象となる事業(以下「助成事業」という。)は交付要綱第4条第1号に定める定期的な預かり及び同条第2号に定める要支援児童等の預かりとする。

(助成対象者)

第3条 この要綱による助成対象者は、助成事業を利用する児童の保護者のうち、板橋区内に住所を有する者であって、別表に掲げる者とする。

(助成金額)

第4条 この要綱による助成金額は、助成対象者が私立幼稚園に対して支払った利用料の額と別表に定める助成対象者に応じた補助基準額とを比較していずれか少ない額を選定する。

(助成申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、別記第1号様式(次項において「申請書」という。)に、事業者が発行した利用料の領収書等その他必要な書類を添付して、区長に提出しなければならない。

2 申請書には、世帯全員の当該年度(4月又は5月に申請する場合にあつては、前年度)区市町村民税課税(非課税)証明書又は納税通知書の写しを添付するものとする。ただし、公簿等によって確認することができるときは、これを省略できるものとし、生活保護法の規定による保護を受けている世帯にあつては福祉事務所の長の証明書に代えることができる。

3 第1項の規定による助成申請は、年度ごとに行うものとする。

(交付決定通知等)

第6条 区長は、前条の規定による申請を受けた場合であつて、その内容を審査し、適当と認めるときは交付決定通知書(別記第2号様式)により、不相当と認めるときは不交付決定通知書(別記第3号様式)により、それぞれ申請者に通知する。

(決定の取消し・変更)

第7条 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、助成金の交付決定の全部若しくは一部

を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 申請者が偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) 助成要件を満たしていないとき。
- (3) その他区長が必要と認めたとき。

(助成金の返還)

第8条 区長は、前条の規定により助成金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更した場合において、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて申請者にその返還を命ずることができる。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和5年10月31日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

別表

助成対象者	定義及び条件	補助基準額（日額）
生活保護等世帯	生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による被保護世帯並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 1 項及び第 3 項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 127 号）附則第 4 条第 1 項に規定する支援給付並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 106 号）附則第 2 条第 1 項及び第 2 項の規定によりなお従前の例によることとされる支援給付を含む。）受給世帯	<p>児童 1 人当たり 3, 0 0 0 円</p> <p>※利用月の 1 日現在、生活保護等を受給している場合に当該月の利用料を補助対象とする。</p>
住民税非課税世帯	生活保護等世帯を除き当年度分の特別区民税又は市町村民税非課税世帯（特別区民税又は市町村民税所得割非課税世帯を含む。）	<p>児童 1 人当たり 2, 4 0 0 円</p>
年収 3 6 0 万円未満相当世帯	当年度分の特別区民税又は市町村民税のうち所得割の額（世帯構成員中 2 人以上に所得がある場合については、所得割課税額の合計額とする。以下同じ。）が 77,100 円以下の世帯（生活保護世帯を除く。）	<p>児童 1 人当たり 2, 1 0 0 円</p>
要支援児童等のいる世帯	要支援家庭の児童等（児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号。以下「児童福祉法」という。）第 6 条の 3 第 8 項で規定する「保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童」及び第 5 項で規定する「保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童」だけでなく、保護者の不適切な育児について地域の関係機関が連携して支援していく必要があると区市町村において判断される者を含む。）のいる世帯	<p>実費負担額</p>

備考

- 1 本表における特別区民税額又は市町村民税額の計算については、東京都板橋区保育所等の保育費用に関する条例（平成 9 年板橋区条例第 14 号）に規定する保育費用に係る特別区民税額又は市町村民税額の計算の例による。
- 2 本表において生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による被保護世帯とは、生活保護法第 1 1 条第 1 項に規定する保護を現に受けている世帯とする。

別記第1号様式（第5条関係）

（宛先）板橋区長

板橋区私立幼稚園私立幼稚園における多様な他者との関わりの機会の創出事業
利用料助成申請書 兼 口座振替依頼書

年 月 日

住 所	連絡先 ()
フリガナ	
保護者氏名	
フリガナ	
児童氏名	
生 年 月 日	年 月 日
対 象 要 件 (いずれかに <input checked="" type="checkbox"/>)	<input type="checkbox"/> 生活保護世帯 <input type="checkbox"/> 区市町村民税非課税世帯 <input type="checkbox"/> 区市町村民税所得割課税額 77,100 円以下世帯 <input type="checkbox"/> 要支援児童等のいる世帯
利用保育施設名	
請 求 月	年 月分 から 年 月分 まで

- ・板橋区私立幼稚園における多様な他者との関わりの機会の創出事業の利用に伴い、事業者に支払いをした利用料の助成について、領収書等を添付して申請します。
- ・助成金受給対象となった場合には、下記の指定口座に振り込んでください。

（個人情報について）下記内容に同意いただき、署名をお願いします。

補助金の交付決定に当たっては、申請者や同居親族の区市町村民税課税状況の確認のため、官公署に対し必要な文書の閲覧又は資料の提供を求めることがあります。また、本申請による決定を行うために必要な税務、児童福祉手当及び生活保護等の情報について、区が公簿（電子計算組織の利用を含む。）で確認します。

本申請内容及び同意して得た情報を受給資格審査、補助金額の算定並びにその付帯業務のため区が利用することに同意します。また、利用施設に利用料の金額及び利用状況の確認をすることに同意します。

保護者氏名 _____

振 込 先	金 融 機 関 名							
	支 店 名							
	口 座 番 号	普通口座						
	フリガナ							
	口 座 名 義 人							

※ 振込先は、利用児童の保護者名義の口座に限ります。

※ ゆうちょ銀行の場合、通帳で確認し、支店名は漢字3桁をご記入ください。

様

板橋区私立幼稚園における多様な他者との関わりの機会の創出事業
利用料助成不交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のありました、板橋区私立幼稚園における多様な他者との関わりの機会の創出事業利用料助成につきましては、下記の理由により不交付となりましたので通知します。

記

不交付理由

年 月 日

板橋区長